

令和5年6月23日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和5年6月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 太陽光発電設備等の導入に関する調査

太陽光発電設備等に関するトラブル等の発生状況や市町村における対応などの現場の実態や、トラブル等の防止・解決に向けた経済産業省の対応状況などを調査し、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討

(連絡先)

<太陽光発電設備等の導入に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

担当：吉田

電話：03-5253-5450（直通）

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：中澤

電話：03-5253-5407（直通）

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 太陽光発電設備等の導入に関する調査

○ 地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討

- 再エネ（再生可能エネルギー）に係る固定価格買取制度が2012年（平成24年）7月に導入されて以降、全国で太陽光発電設備等の導入が拡大し、さらに国では、2030年度（令和12年度）の温室効果ガス排出量46%削減に向けて、再エネの電源比率を倍増（2019年度比）する計画を策定し、その導入を促進
- 一方、一部の太陽光発電設備等に関し、地域の現場では、地域住民への説明が十分になされないまま事業が開始される例、発電設備の設置後に土砂が流出する例などのトラブル等が発生
- 国は、再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）を改正し、2024年（令和6年）4月から、関係法令等の違反事業者に対する交付金の一時留保措置の導入や事業内容の周辺地域に対する事前周知の要件化など、地域と共生した再エネ導入のための規律の強化等を措置
- 太陽光発電設備等の適正な導入促進のためには、今回の法改正の措置等も含め現場で必要な措置が円滑に実行され、地域でのトラブル等の発生防止、地域住民の理解推進などの取組が進む環境の整備が喫緊の課題

主要調査事項

- トラブル等の防止・解決に向けた市町村の対応状況（現場の実態）
 - ・ 地域におけるトラブル等の発生状況
 - ・ 市町村の対応状況、市町村が苦慮している内容
- トラブル等の防止・解決に向けた経済産業省の対応状況
 - ・ 経済産業局における苦情等への対応状況
 - ・ 苦情等の内容に応じた事業者への指導・助言等の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

経済産業省

関連調査等対象機関

市町村、関係団体等

調査実施期間

令和5年6月～10月（予定）